

- 注1 イ(1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者入所更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の栄養状態を把握し、入所者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
  - ハ 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。
- 2 イ(2)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者入所更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ(1)の栄養管理体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。
- イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 3 イ(3)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者入所更生施設において、指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ(1)の栄養管理体制加算(I)又はイ(2)の栄養管理体制加算(II)を算定している場合は、算定しない。
- イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 4 ロ(1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た社会福祉法人が運営する旧指定知的障害者通所更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
- イ 平成18年3月31日において常勤の栄養士(管理栄養士を含む。以下この注4及び注5において同じ。)を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き常勤の栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 5 ロ(2)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た社会福祉法人が運営する旧指定知的障害者通所更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、ロ(1)の栄養管理体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。
- イ 平成18年3月31日において栄養士を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 10 食事提供体制加算 42単位
- 注 低所得者等である入所者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、旧指定知的障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定知的障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第5 旧知的障害者授産施設支援

1 旧知的障害者授産施設支援費(1日につき)

イ 旧指定特定知的障害者入所授産施設の場合

- (1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合(知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合に限る。)
- (一) 入所定員が40人以下の場合
    - a 区分A 809単位
    - b 区分B 755単位
    - c 区分C 665単位
  - (二) 入所定員が41人以上60人以下の場合
    - a 区分A 702単位
    - b 区分B 659単位
    - c 区分C 572単位
  - (三) 入所定員が61人以上90人以下の場合
    - a 区分A 606単位
    - b 区分B 583単位
    - c 区分C 521単位
  - (四) 入所定員が91人以上の場合
    - a 区分A 543単位
    - b 区分B 506単位
    - c 区分C 446単位
- (2) 通所による指定旧法施設支援を行う場合
- (一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合
    - a 区分A 551単位
    - b 区分B 514単位
    - c 区分C 477単位
  - (二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合
    - a b以外の場合
      - i 区分A 403単位
      - ii 区分B 394単位
      - iii 区分C 384単位
    - b 分場において行う場合
      - i 区分A 514単位
      - ii 区分B 475単位
      - iii 区分C 436単位
  - (三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合 420単位
- ロ 旧指定特定知的障害者通所授産施設の場合
- (1) (2)以外の場合
- (一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合
    - a 通所による入所者の定員が20人の場合
      - i 区分A 939単位
      - ii 区分B 865単位
      - iii 区分C 791単位